

JA 兵庫六甲 神戸農地相談センターが新しくできました！

神戸市で1992年に当初指定された生産緑地について、30年の営農義務が2022年に終了します。2017年5月に「生産緑地法」が改正、2018年9月に「都市農地の賃借の円滑化に関する法律（都市農地貸借法）」が施行され、都市農地に関する法制度が相次いで変わっています。

市街化区域に農地をお持ちの方、まずはJAへご相談ください！

※神戸農地相談センターは、JA支店・営農総合センター・資産管理センターや神戸市と連携して専門的対応を行う都市農地に関する総合窓口です。また、調整区域の農地相談についても同様に行います。

生産緑地法改正のポイント

【ポイント1】

生産緑地指定の面積要件が緩和されました。

500㎡以上必要だった生産緑地地区指定の面積要件が300㎡以上に変更になりました。

※神戸市では「神戸市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例」を2018年4月1日に施行しました。

【ポイント2】

農地の一団性要件の運用が緩和されました。

【ポイント3】

「特定生産緑地」制度が創設されました。

特定生産緑地に指定されれば従来の税制が継続します。（※生産緑地の所有者の意向を基に、市が当該生産緑地を特定生産緑地として指定します）

都市農地貸借法のポイント

【ポイント1】

都市農地賃借の契約期間経過後に農地が帰ってくるので安心して農地を貸せます。

【ポイント2】

相続税納税猶予を受けたままで農地を貸すことができます。

農地に関する総合窓口です。
農業・農地活用などお気軽にご相談ください！



詳しくは、最寄りのJA支店までお気軽にお問い合わせください。

【垂水区】

垂水支店 ☎078-708-8001

【西区】

伊川支店 ☎078-974-1901

櫛谷支店 ☎078-991-1055

押部支店 ☎078-994-1055

神出支店 ☎078-965-1055

平野支店 ☎078-961-0555

玉津支店 ☎078-912-5412

岩岡支店 ☎078-967-1055

【須磨区】

須磨支店 ☎078-792-1494

【北区】

山田支店 ☎078-581-2014

小部支店 ☎078-591-0911

谷上支店 ☎078-581-1046

有野支店 ☎078-981-5281

道場支店 ☎078-986-2159

八多支店 ☎078-982-0001

大沢支店 ☎078-954-0311

北神長尾支店 ☎078-986-2685

淡河支店 ☎078-959-0101

上淡河支店 ☎078-958-0101

神戸農地相談センター（神戸西資産管理センター内） ☎078-974-4565

農地に関するご相談は

何でもお任せください！

ポイント1

農地に関する様々な制度・手続をご説明します。

農地に関する制度をご説明します。特に都市農地に関する法令・制度は近年大きく変わっています。各人の状況に合わせた必要な制度等をお伝えします。

ポイント2

営農相談・栽培品目提案、営農継続のお手伝いをいたします。

都市農地で農業を続けたい・農地をかりて農業を行いたい方に農地賃借の手続きはもちろん、栽培品目の提案、販売支援、農業資材のご提案を行います。

ポイント3

相続相談、税金シミュレーションを行います。

現在、生産緑地指定を受けられている方に相続に向けた税金シミュレーションを行います。新たに特定生産緑地制度も制定されていますので制度活用も含めてご提案いたします。また、資産活用のお手伝いもいたします。

ポイント4

農地の貸し借りのお手伝いをいたします。

農地を貸したい・借りたい方に農地情報をお伝えし、貸し手と借り手のマッチングや手続きもお手伝いします。

ポイント5

神戸市と情報共有を行っています。

神戸市と都市農地に関する情報共有をおこなっています。都市農業振興基本計画では都市農地を「宅地化すべきもの」から「貴重な緑地」として明確に位置づけ、都市農業の安定的な継続をすすめています。